平成２３年（フ）第８５号
福岡県大川市大字津709番地３
債務者　古賀　菊子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
福岡県田川郡香春町大字中津原1387番地９
債務者　迫田　良治
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１０２号
福岡県田川市大字伊田1714番地、前住所福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　井上　　泉
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４３３号
大分県別府市上人仲町２番18号
債務者　窪田　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９２号
宮崎市清武町今泉乙2474番地17
債務者　川添　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９８号
宮崎市大塚町横立1403番地４
債務者　冨山　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１３号
宮崎市清武町加納１丁目22番地３　カーサエムⅡ202号
債務者　白尾　裕介
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３２号
宮崎市別府町４番６号　金丸コーポ203号
債務者　福元　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５６号
鹿児島県鹿児島市小原町６番１号　しらゆりの郷103号
債務者　山﨑　　亮
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
鹿児島県西之表市鴨女町200番地２
債務者　榎本満洲男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目40番７―703号
債務者　小谷さゆり
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目36番３号　ロイヤルマンション宇宿411号
債務者　大石　　泉
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
宮城県大崎市古川江合錦町２丁目３番27号　古川ランドＡ棟16号、従前の住所東京都新宿区白銀町１番12―302号
債務者　門田　明子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
長野県伊那市西箕輪1938―44　割烹てまり、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村5936番地１
債務者　白鳥　巻子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１６２号
福岡県飯塚市大分1442番地９　グループホームほほえみ、前住所福岡県飯塚市長尾820番地
債務者　有田喜佐子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１６３号
福岡県飯塚市上三緒375番地４、前住所福岡県飯塚市佐與1381番地９
債務者　金田むつみ
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７８号
岐阜県下呂市湯之島846番地
債務者　飛騨屋こと　大脇　政澄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係